

近畿地区 手術看護認定看護師会 ホームページ規約

第1条 (総則)

この規約は、近畿地区手術看護認定看護師会ホームページ（以下「当ホームページ」という。）に関する管理・運用に関し、必要な事項を定める。

第2条 (目的)

当ホームページは、近畿地区手術看護認定看護師会の情報媒体として、近畿地区における手術看護に携わる看護師や医療関係者の利便に供することを目的とする。

第3条 (管理者・担当者)

当ホームページの管理運用を行うために、次に掲げる管理者・担当者を置く。

- (1) 当ホームページの統括管理者は近畿地区手術看護認定看護師会 会長とし、メンテナンスを含むシステム管理は、各ブロックの広報担当者とする。
- (2) ホームページ担当者は統括管理者より委嘱を受け、掲載する情報の編集・ホームページにおける個人情報保護などについての作業を行い、情報を発信する。
- (3) ホームページ担当者は近畿地区手術看護認定看護師会の京都・滋賀ブロック、大阪・奈良・和歌山ブロック、兵庫ブロックから選出された広報担当者が、定期的な輪番体制でホームページの更新に携わる。

第4条 (掲載内容の制限・基準)

当ホームページには、次に該当するものは掲載しない。また、当ホームページからのリンク先についてもこれを適用する。

- (1) 法令又は条例に違反するもの、違反するおそれのあるもの
- (2) 第三者を誹謗、中傷するもの
- (3) 第三者へ不利益を与えるもの
- (4) 政治活動、宗教活動、選挙運動等これらに類似するもの
- (5) 公序良俗に反するもの
- (6) 第2条の目的を逸脱するもの
- (7) 容量、動作環境等の都合で管理者が掲載できないと判断したもの

第5条 (リンクの制限・基準)

- (1) 第三者のホームページが当ホームページにリンクする場合は、医療関係者、公共団体もしくは社会的な利便に供することを目的とした組織の公式ホームページに限定する。また、当ホームページへのリンク先は原則トップページとする。
- (2) 当ホームページが第三者のホームページにリンクする場合は、本規程に則り統括管理者が許可したもので、かつリンク先から許可を得たものとする。
- (3) リンクの追加、削除等の移動があった場合、当ホームページ担当者は遅滞なく統括管理者に通知するものとする。

第6条 (内容の追加・修正・削除)

統括管理者は、下記の場合、担当者ならびにリンク先のホームページ管理者に通知することなく当院ホームページからのリンクの解除及び掲載内容等を追加・修正・削除することができる。

- (1) リンク先内容が、第4条の掲載内容の制限・基準に該当すると管理者が判断した場合
- (2) その他、統括管理者が不相当であると判断した場合

- (3) ホームページに掲載された写真等に問い合わせで追加・修正・削除を求められ、個人が確認できた上で、その問い合わせ内容がプライバシーポリシーに適していると判断した場合

第7条（著作権）

当ホームページに掲載した写真及び記事の著作権は、近畿地区手術看護認定看護師会に帰属する。本会の許可が無い者の掲載写真・記事の無断転載を一切禁止する。

第8条（免責事項）

当ホームページにリンクをしたことで第三者に生じたいかなる損害も、当該リンク先ホームページ管理者において解決するものとし、近畿地区手術看護認定看護師会は一切責任を負わない。

第9条（ホームページの安全管理）

当ホームページは、インターネットサーバー事業者によって保護され、会員用ページはパスワードなどのセキュリティ対策を十分に行う。外部からの不正侵入及び改ざん等を受けた場合は次の各号により迅速かつ適切な対応を行う。

- (1) 担当者は不正侵入及び改ざん等の有無確認のため、定期的に当ホームページを確認する。
- (2) 不正侵入及び改ざん等を発見した者は、速やかに統括管理者に報告し指示を受ける。
- (3) 統括管理者は、不正侵入及び改ざん等を受けた場合は、当院ホームページのサービスを停止する等の対策を講じる。
- (4) 統括管理者は、不正侵入及び改ざん等の対策が終了した後は、速やかに当ホームページを再開するものとする。
- (5) 統括管理者は、不正侵入及び改ざん等の対策が終了した後は経緯と状況を報告し、必要に応じて「不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）」に基づく被害届を警察へ提出する。

第10条（別記）

この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

第11条（規程の改廃）

この規程は統括管理者及び広報担当者で必要に応じて改廃する。

附則 この規約は、2018年1月1日から施行する。